

## 新リウマチ専門研修施設の構成（変更・登録・削除）申請について

1. 認定教育施設の構成に変更がある場合は、①～⑤に記載して、事務局までメール添付でお送りください。

### ①リウマチ専門研修計画申請書変更届（認定教育施設用）

認定教育施設の構成に変更がある場合に提出してください。

### ②リウマチ専門研修準認定教育施設申請書（登録・削除）

- ・準認定教育施設を新たに登録する場合、現在登録している準認定教育施設を削除する場合に提出してください。
- ・準認定教育施設を新たに（追加）登録する場合は、②リウマチ専門研修準認定教育施設申請書（登録・削除）、②-1 準認定教育施設新規登録を提出してください。
- ・現在登録している準認定教育施設に変更がある場合は、②-2 準認定教育施設変更届を提出してください。
- ・現在登録している準認定教育施設を削除する場合は、②リウマチ専門研修準認定教育施設申請書（登録・削除）を提出してください。

### ③リウマチ専門研修指導医申請書（登録・削除）

- ・リウマチ指導医を新たに登録する場合、現在登録しているリウマチ指導医を削除する場合に提出してください。
  - \* 本年度、リウマチ指導医に新規申請される（予定）方は登録できません。認定後（来年度）の登録となります。

### ④暫定リウマチ指導医申請書（登録・削除）

- ・暫定リウマチ指導医を新たに登録する場合や現在登録している暫定リウマチ指導医を削除する場合に提出してください。
- ・暫定リウマチ指導医の要件は下記をご確認ください。
  - \* 本年度、1 回目の専門医更新予定の方は登録できません。（来年度の登録となります。）
  - \* 暫定指導医に登録できる方は、常勤医に限ります。

#### 【暫定リウマチ指導医の要件】

1. リウマチ専門医を取得し一回以上更新していること。
2. リウマチ専門医として十分な診療経験を有すること。
3. 患者教育に対して十分な実績があること。
4. リウマチ専攻医に対する指導医実績があること。

⑤教育施設外研修施設申請書(登録・削除)

- ・教育施設外研修施設を新たに登録する場合、現在登録している教育施設外研修施設を削除する場合に提出してください。
- ・教育施設外研修施設を登録する場合は、⑤教育施設外研修施設申請書(登録・削除)、⑤-1 教育施設外研修施設申請書(新規登録)を提出してください。
- ・教育施設外研修施設に変更がある場合は、⑤-2 リウマチ専門研修計画申請書変更届(教育施設外研修施設用)を提出してください。

一般社団法人 日本リウマチ学会

〒105-0013

東京都港区浜松町 2-9-6

浜松町エムプレスビル 3 階

TEL 03-6435-9761 FAX 03-6435-9762

e-mail:gakkaih@ryumachi-jp.com